

## 静岡県立農林環境専門職大学等教員選考規程

### (目的)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学（以下「大学」という。）及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）に勤務する専任の教授、准教授、講師及び助教（以下「教員」という。）の採用及び昇任の選考（以下「選考」という。）の手續に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (選考方法)

第2条 教員の選考は、教授会の議に基づき学長が行う。

### (教員の募集)

第3条 教員の募集は、公募によるものとする。

### (選考の申出)

第4条 学部長又は学科長（以下「学部長等」という。）は、教員の選考の必要が生じたときは、速やかに学長に申出る。

2 前項の申出は、定年退職等でその時期が予定されるときは、少なくとも6月前までに行う。

### (教授会の開催)

第5条 学部長等は、前条の申出を行ったときは、速やかに教員の選考に関する教授会を開催する。

### (選考委員会の設置)

第6条 教授会は、候補者を選考するための選考委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

### (委員会)

第7条 委員会は、教授会構成員の互選により選ばれた委員をもって組織する。ただし、大学の学部の教授会においては、短期大学部の教授会の構成員を、短期大学部の教授会においては、大学の学部の教授会の構成員を委員とすることができる。この場合においては、委員とする者が属する教授会の承認を受けなければならない。

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選による。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 委員の任期は、候補者の選考終了時までとする。

5 委員に欠員を生じたときは、第1項の規定により補充する。

### (委員会の業務)

第8条 委員会は、次の業務を行う。

(1) 公募に関する業務

(2) 応募者の審査

(3) その他必要な事項

### (応募者の審査)

第9条 前条第2号の審査は、静岡県立農林環境専門職大学等教員の採用及び昇任選考基

準に基づき、その業績、経歴等について行う。

(審査結果の報告)

第10条 委員会は、応募者の審査を終了したときは、その結果を速やかに教授会に報告する。

2 教授会の審議に付する候補者は、できるかぎり複数とする。

(候補者の決定)

第11条 教授会は、委員会より前条第1項の報告を受けたときは、投票により最終の候補者を決定する。

(候補者の推薦)

第12条 教授会は、前条により決定された候補者を学長に推薦する。

(委任)

第13条 この規程に定めのない事項については、教授会で別に定める。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に教員の職にある者は、この規程により選考されたものとみなす。

附 則

この改正は、令和7年3月18日から施行する。